

介護職員等処遇改善加算にかかる職場環境等要件のうち、以下の項目に取り組んでいます

事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築
他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用
働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対するユニットリーダー研修、ファーストステップ研修、喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等
上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ・働き方等に関する定期的な相談の確保
職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備
有給休暇の取得促進のため、情報共有や複数担当制等による、業務の属人化の解消、業務配分の偏りの解消
業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実
⑩事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
現場の課題の見える化(課題の抽出、課題の構造化、業務時間調査の実施等)の実施
業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減
介護ソフト(記録、情報共有、請求業務転記が不要なもの)、情報端末(タブレット端末、スマートフォン端末等)の導入
ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供